

改正後

奈良県肺がん検診実施要領

(略)

10. 個人情報の保護

この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日通知、令和6年12月2日最終改正）等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。

(略)

(附則)

この要領は平成3年6月より施行する。

(附則)

この要領は平成10年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成14年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成17年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成18年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成19年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成20年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成22年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成23年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成24年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成25年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成27年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は平成30年4月1日より施行する。

現行

奈良県肺がん検診実施要領

(略)

10. 個人情報の保護

この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。

(略)

(附則)

この要領は令和4年4月1日より適用とする。

改正経緯

平成3年6月制定

平成10年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和3年12月10日一部改正

改正後

現行

(附則)
この要領は平成31年4月1日より施行する。
(附則)
この要領は令和3年12月10日より施行する。
(附則)
この要領は令和4年4月1日より施行する。
(附則)
この要領は令和7年4月1日より施行する。